

官報

号外 昭和二十三年十一月二十七日

○第三回 参議院会議録第十五号

昭和二十三年十一月二十六日(金曜日)
午前十一時二分開議

議事日程 第十四号

昭和二十三年十一月二十六日
午前十時開議

第一 全國選舉管理委員会の委員
の補欠指名

第二 引揚同胞對策審議會設置法
の一部を改正する法律案(草葉
隆圓君外十九名第號)(委員会審
查省略要求事件)

第三 過度経済力集中排除法の一
部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 薬物取締法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送
付)

第五 馬匹去勢法を廃止する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第六 農産に関する農業協同組合
組合又は都道府県から財産の移
轉を受ける場合における課税の
特例に関する法律案(内閣提出)
(委員長報告)

第七 家畜市場法を廃止する法律
案(内閣提出) (委員長報告)

第八 昭和二十一年度國庫債務負
担行為總調書 (委員長報告)

第九 輪滑サービスの改善に関する
決議案(板谷順助君外三名発
議)(委員会審査省略要求事件)

第十 寒冷地手当並びに北海道に
おける暖房用燃料手当支給促進
に関する決議案(千葉信君外三
十七名発議)(委員会審査省略要
求事件)

第十一 國民健康保険の診療施設
費國庫補助の請願(六件)
(委員長報告)

第十二 國立病院、療養所患者の
病材料費増額等に関する請願
(委員長報告)

第十三 授産局設置の請願
(委員長報告)

第十四 國民健康保険の診療施設
費國庫補助の陳情(二件)
(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。

去る二十二日本院は、衆議院送付の左
(市來乙彦君提出)

第七 家畜市場法を廃止する法律
案(内閣提出) (委員長報告)

第八 昭和二十一年度國庫債務負
担行為總調書 (委員長報告)

第九 輪滑サービスの改善に関する
決議案(板谷順助君外三名発
議)(委員会審査省略要求事件)

第十 寒冷地手当並びに北海道に
おける暖房用燃料手当支給促進
に関する決議案(千葉信君外三
十七名発議)(委員会審査省略要
求事件)

第十一 國民健康保険の診療施設
費國庫補助の請願(六件)
(委員長報告)

第十二 國立病院、療養所患者の
病材料費増額等に関する請願
(委員長報告)

第十三 授産局設置の請願
(委員長報告)

第十四 國民健康保険の診療施設
費國庫補助の陳情(二件)
(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。

の内閣提出案を承認することを議決し
た旨衆議院に通知した。
國際電氣通信條約に加入することに
ついて承認を求める事件

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。同日衆議院議長から、同院は全國選舉
管理委員会の委員を左記の通り指名の
議決をした旨の通知書を受領した。

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。

同日内閣から左の予備審査のための内
閣送付案を大藏委員会に付託した。

同日内閣から左の報告書を提出し
た。

金子 武麿君(岡) 正雄君(補欠)
今井至志喜君(佐々木吉郎君補欠)

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提
出案を大藏委員会に付託した。

食糧の輸入税を免除する法律の一部
を改正する法律案

海事仲裁等に関する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を運輸委員会に付託した。

食糧の輸入税を免除する法律の一部
を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を運輸委員会に付託した。

海事仲裁等に関する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を運輸委員会に付託した。

盲人の点字投票に関する質問主意書

(小林勝馬君提出)

する質問主意書(小林勝馬君提出)

あんま、はり矢師に加配米配給に関

する質問主意書(小林勝馬君提出)

同日議院において採択することを議決

し、即日これを内閣に送付した。

同日衆議院議長から、同院は全國選舉
管理委員会の委員を左記の通り指名の
議決をした旨の通知書を受領した。

同日内閣から予備審査のための内
閣送付案が送付された。

同日内閣から左の予備審査のための内
閣送付案を改正する法律案

貿易資金特別会計法の一部を改正す
る法律案

同日議長は、左の予備審査のための内
閣送付案を大藏委員会に付託した。

衆議院議員選舉法第十二条の特別等
に関する法律等の一部を改正する法
律案

引揚同胞對策審議會設置法の一部を
改正する法律案(草葉隆圓君外十九
名発議)

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。

同日議長から左の議案の通り指名の
内閣送付案を改正する法律案

貿易資金特別会計法の一部を改正す
る法律案

同日内閣から左の予備審査のための内
閣送付案を改正する法律案

貿易資金特別会計法の一部を改正す
る法律案

第三種郵便物課税司

過度経済力集中排除法の定めるところによる過度の経済力の集中

の指定とこの排除に関する具体的措置が、最近の同法運用に関する四原則の発表に伴う著しい情勢の変化により、予定よりも遅れていたので同法第二十六條に基づく株式会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律制定の期間を昭和二十四年六月三十日まで延期することとするもので

間において「昭和二十四年六月三十日までに」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔佐々木良作君登壇、拍手〕

○佐々木良作君 只今議題になりました過度経済力集中排除法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過と結果について御報告申上げます。

本改正案は、過度経済力集中排除法第二十六條の規定に基づく株式会社整理委員会の職権、記録及び必要な職員を有する期間を昭和二十四年の六月三十日まで延長しよとするものであります。御承知のこととく過度経済力集中排除法は、過度の経済力の集中を排除し、國民経済の合理的な再編成を促進する目的を以ちまして、昨年第一回國會において制定公布になつたものであります。しかし、その後、同法の定めるところによつて、株式会社整理委員会におきましては、過度の経済力の集中の指

定及び排除に関する具体的手続及び基準を定め、措置を進めて來たのであります。しかし、最近に至りまして、改めていわゆる過度経済力集中排除法の適用に関する法律案

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第四、薦薦取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重蔵君。

〔審査報告書〕
〔薦薦取締法の一部を改正する法律案〕

昭和二十三年十一月二十二日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長 松平 恒雄殿

多数意見者署名

山下 義信 紅螺 みつ
磯崎貞六郎 小杉 イ子

井上なつゑ 姫井 伊介

中山 審彦 中平常太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

〔薦薦に関する犯罪捜査の機関として、薦薦統制主事の中から、薦薦取締員を指名し、その権限を明

第五十二条の二 厚生大臣は、都道府県の薦薦統制主事の中から、合

計二百五十名を限り、薦薦取締員を指名する。

する四原則が示されまして、著しい情勢の変化が認められて参ったのであります。

この四原則は同法の、つまり集中排除法自身の根本精神を変更するものではないというふうには言われておりませんけれども、その運用におきまして極めて微妙な新らしい基準を與えられたものでありますので、すでに指定或いは再編成指令の通達等の措置を受けた会社につきましても改めて再検討を必要とするに至つたために、全体の進行が予期よりも遅れるの止むなきに至つたのであります。従つて株式会社整理委員会の職権等を公正取引委員会へ移管することに關する立法期限を延長する必要が生じて來たのであります。經濟安定委員会におきましては、この間の事情、それから今後の見通し及び運営方針等につきまして、政府委員及び株式会社整理委員会よりました結果、株式会社整理委員会において集中排除法の根本精神と、前に申し上げました四原則の線に沿つて、新たに検討を行なつて適切な措置を執る期間が必要であつて、この改正は止むを得ないといふことを認めまして、全会一致を以て本改正案を可決いたしました。

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました次第であります。以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな

ければ、これより本案の採決をいたしました。

改正した本法案は、時宜に適した措置と認める。

一、事件の利害得失

薦薦統制主事の中から、薦薦取締員を司法警察員として職務を行

う者に指名することによって、検査権限を有するものと有しないも

のとを明示し、且つその人員及び

装備を強化して薦薦取締の完璧

を期する利益がある。

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな

ければ、これより本案の採決をいたしました。

2 薬業取締員は、厚生大臣の指揮監督を受け、この法律及び大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)にもとづく立入、検査、收去その他これららの法律の実施に関する事項を掌り、且つ、麻薬若しくは大麻に関する罪及び刑法(明治四十年法律第四十五号)第十四章に定める罪について刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察員として職務を行うものとする。

3 薬業取締員は、当該都道府県の区域外においても、その職務を行なうことができる。

4 薬業取締員は、職務の執行にあたり、小型武器を携帯することができる。

第五十三条中「薬業統制主事」を「薬業取締員」に改める。

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律第百三十号)施行の日(昭和二十四年一月一日)から、施行する。

【塚本重蔵君登壇、拍手】

○塚本重蔵君 只今議題となりました。麻薬取締法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会におきまして審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先づ本法案の提出の理由について簡単に申述べます。麻薬の取扱いに関して

最近種々の問題を生じておりますので、第一国会におきまして薬業取締法を制定いたしましたのであります。右の現行法では麻薬に関する犯罪検査の専門的な機関といたしまして麻薬統制主事にこれが権限を與えておりました。而してその法的根拠といたしましては、今までのところ、旧刑事訴訟法(現行法であります)及びこれに基く勅令第五百二十八号第七條を以て適用することになつてゐたのであります。

然るに第二回会におきましては刑事訴訟法の全面的な改正が行われまして、明年一月一日よりこれを施行せられることになりましたので、それに伴いまして、麻薬統制主事の検査権限も亦新規法(現行法)であります)及びこれに基く勅令第五百二十八号第七條を以て適用することになつてゐたのであります。

第三回に亘りて慎重審議を重ねたのであります。その間におきまする政府委員との質疑應答の主なるもの二三を紹介いたします。薬業取締員に小型武器の携帯を必要とする理由如何との質問に対し、本法によつて麻薬の取締が嚴重になる方面において、その違反者の場合には兇器を携行し、暴行を敢てして取締の妨害をする者もあるので、威嚇と保全のために小型武器を携行させることが妥当であり、これは防衛のための携行である。使用権は警察官の場合と同様に別途の法律によつて規定され、本法においてはこれを認めていたとの答弁がありました。第二に、薬業取締員二百五十名は警察官を以てこれに充てるのであるが、又この二百名であります。第二は、薬業取締員を刑事訴訟法に定める司法警察員として、関係犯罪の検査に關し、厚生大臣の指揮監督の下に置き、これに独自の検査権限を與えると同時に御異議ございませんか。

【星一】

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もないれば、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第五、馬四去勢法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)、日程第六、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬四組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案、日程第七、家畜市場法を廃止する法律案(いずれも内閣提出)を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。農林委員長植見義男君。

のとする建前を採用して、本法運用に遺憾ないように期したのであります。

百五十名に増員になりますけれども、これに對します予算を必要としないとの答弁がありました。

以上のことを考慮の後、討論に入りました。更に採決に入りましたところ、全会一致を以て本法は原案通り可決すべきものと決定いたしました。あります。以上簡単に御報告申上げます。(拍手)

審査報告書

馬四去勢法を廃止する法律案

右多数をもつて可決すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年十一月二十二日

農林委員長 植見 義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

星一 加賀操

石川 達吉

門田 定藏

羽生 三七

藤野 繁雄

板野 勝次

山崎 恒

赤澤 興一

徳川 宗敬

要領書

一、委員会の決定の理由

現行馬四去勢法は、明治三十四年の制定にかかり、大正五年十一月より施行せられたもので、その目的とするところは馬匹の改良と軍馬徵發の際ににおける取扱上の便益とあつたが、最近における状勢の変化、即ち(一)法律趣旨の徹底により家畜飼養者が自主的に行なべき段階に達したこと、(二)民間開業、獸医師の技術向上及び普及を見たこと、(三)軍馬徵發の必要がなくなりたこと、(四)種畜法の制定により別途優良種畜確保の措置がとられたこと、等の理由により今回現行法を廃止せんとするものであるが、委員会においては民間目

○議長(松平恒雄君) 本件は委員長報

告通りで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 日程第九、輸送

サービスの改善に関する決議案(板谷

順助君外三名発議) 委員会審査省略要

求事件、本決議案につきまして昨日發

議者から案文訂正の申出がございまし

た。よつて決議案文中「が、サービスの

不良、從業員の不親切等が、大衆の声

として、耳に入ることは誠に遺憾であ

る。」と削除いたしました。本件は発議者

板谷順助君外三名より委員会審査省略

の要旨が提出されております。発議

者の要旨の通り委員会審査を省略するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。これより発議者に対し趣旨説明の發言を許します。小野哲君。

〔「送サービスの改善に関する決議

右の議案を國会法第五十六條によつて審議する。

昭和二十三年十一月十九日

発議者 板谷 順助 小泉 秀吉
丹羽 五郎 小野 哲
参議院議長松平恒雄殿

輸送サービスの改善に関する決議

議

輸送機關は、經濟の動脈、國民の足として、安全、迅速、正確、利便を確保しなければならない。

想うに陸上交通機關の從業員が一段と奉仕的熱意を以て事故の防止、荷主、旅客接遇の改善等に努め、併せて國民の交通道德の高揚を図るよう措置することは現下最も緊急重要なことである。

よつて政府は速かに輸送サービスの改善に関する諸般の施策を樹立推進し、且つこれを本院に報告するよう要求する。

理由

の改善に関する諸般の施策を樹立推進し、且つこれを本院に報告するよう要求する。

右決議する。

記

(1) 貨物関係

・ 貨物輸送力の増強及び貨車配給の適正化

(2) 荷物事故の防止及び荷物損害

・ 賠償の支拂の適正化

(3) 荷物運配の親切、敏捷

(4) 荷物損害保険制度の完備とそ

の宣傳者及

三、その他

二、旅客關係

(1) 車内清掃、美化

(2) 客車、電車の整備、清掃

(3) 車内の治安、道徳の確保

(4) 旅客交通道德の高揚

(5) 旅客輸送力の増強、特に混雑時、混雑区間の列車の増発増結

(6) 旅客列車のスピードアップ

(7) 長距離列車に寝台車、食堂車を可及的速かに復活すること

(8) 旅客の整理、誘導の強化及び事故通報の敏速

(9) 駅、車内販賣品の品質向上化

(10) 都市及び近郊のバスの運賃強化

(1) 運輸從事員の公衆に対する態度を一層親切丁寧にすること

(2) 交通事故防止の強化

(3) 車輛、線路、架線等の強化をはかり、極力運輸事故を防止すること

(4) 自動車責任保険制度の推進

(5) 陸上諸交通機關に対する本件趣旨の徹底

〔「小野哲君登壇、拍手」〕

○小野哲君 只今上程になりました輸送サービスの改善に関する決議案について御説明いたします。

先般第二回國会におきまして、當院

が全員一致を以て輸送力の増強に関する

決議を行いましたことは、諸君も御

記憶のことと存じますが、その決議の

趣旨は、現今我が國の交通機關が極めて弱体であり、經濟復興の最大隘路となつております。國民の不満は甚だしい。

極力輸送力の緊急増強を図り、國民生活の確保に遺憾なきを期すべしという趣旨であります。これに対し、當時の芦田首相以下関係各大臣は、政府は決議の趣旨をよく了承し、あらゆる努力を傾けて輸送力の増強に邁進する旨の答弁があつたのであります。運輸委員会におきましては、引続き政府の施策とその実績を注意し、第三國会の開会と同時に政府に対し輸送力の増強に関する詳細な報告、説明を要求し、実績の調査を進めると共に、當局を鞭撻しじつあるのであります。今簡単にこの輸送力増強の決議の実施につき、政府の説明、報告を聽取しました要点を申上げますと。

輸送力増強に関する決議と密接な関連を持つものであります。先般の決議

が主として設備の改善等、物的強化を要求したものであるのに對し、今回の

決議案は、輸送当事者の奉仕的熱意の昂揚等、主として精神的方面の向上を要求しておるのであります。先ず決議案を朗読いたします。

決議案は、輸送機関の從業員が一段と奉仕的熱意を以て事故の防止、

足として、安全、迅速、正確、利便を確保しなければならない。

思ふに陸上交通機關の從業員が一

段と奉仕的熱意を以て事故の防止、

荷主、旅客接遇の改善等に努め、併

て、國民の交通道德の高揚を図るよ

う措置することは現下最も緊急重要なことである。

よつて政府は速かに輸送サービス

の改善に関する諸般の施策を樹立推進し、且つこれを本院に報告するよう要求する。

右決議する。

元來、輸送といふものは物的施設の整備だけでは決してうまく行くものではございません。その施設を預かり、これを運用していく当事者の輸送に対する責任感と、大衆に対する奉仕的精神性の高揚が必要なのであります。最近鐵道當局及び從事員諸君の協力によりまして、諸施設の復旧もその緒に付き、サービスも漸次向上して参りましたことは喜ばしく、不斷の努力に対しましては感謝するものであります。しかし、國民のひとしく待望する戰前の状態に復帰し、曾ての國鉄の声價を取戻すことは、前途尚程遠い感を抱くのであります。殊に当今のよるな資金資材も不足がちであり、生活安定に必要な諸条件を満しにくい現情勢下におきましては、並々ならぬ労苦を伴うことは察するに難くないのであります。物的設備の不足は或る程度仕事に対する熱意を以て償うことができるとは、數数の事実によつて國鉄從事員みずからが我々の前に実証して來たのであります。曾て煙突修繕の所要時間と短縮するためには、まだ熱い「かま」の中に煙れ芯を破つて入った技工もあつたとのことです。併し仕事に対する熱意が然らしきではないかも知れません。施設の不完全を補うために精神力を強要することとは避くべきことでございまして、併し仕事に対する熱意が然らしかったのでではないかと思ひますときに

(拍手) おのづから頭の下る思いがいたすのであります。それと同時に給與の改善、諸施設の充実等のためには、政府は更に一段の努力を傾けられることをこの機会に切に要望する次第でございます。(拍手)

この事故は、二十二年度は十七万件にとまり、昭和十年頃に比較して四倍となり、特に悪性事故は二十七倍の多さに及んでおるのであります。この数字は荷主の申告のあつたものだけであり、申告しないで立候入りした事故の件数はどれ程あるか測り知れないと存じます。これらの事故の原因は、施設の悪いことにもよりましようが、原因の中には、荷扱いの不慣れや不確実、受授の不確実、責任所在の不明瞭等によるものがあらうと思うのであります。而して事故のあつた場合、荷が損害賠償を要求いたしますと、調査には幾十日もかかり、賠償額を少くすることばかりを考え、民衆が泣かされておる場合が多からうと察するのであります。國鉄は荷物事故の防止に力を盡し、一旦事故を生じた場合は切効速に調査し、責任を回避するよなことなく、正当な賠償をすることと望ましいのであります。又荷物損害賠償制度を確立し、一般に廣く宣傳普及することが、荷物輸送の安心を確保するため何よりも急務であろうと存ります。その外、貨車の配給を公平適にし、貨車一車を貰うのに多額の費用を必要とするようなことはないよう申し、又運送店の指導監督を強化いたしまして、荷物の集配を親切確實にすることなどが肝要であります。

秩序は漸次改善されて來ましたが、未だ通勤通学時の混雑は目を蔽わしめるものがござります。これにか列車の増強をするとかの手を打つことを考へなければなりません。又停車場の復旧のできない所が多い。旅客は待合せの間、風雨にさらされる。汽車に乗れば窓ガラスが壊れてしまふ。腰掛が破れている。誠に旅客の待遇が悪いのでございます。車内の公衆の維持も漸次良好になつては参りましたが、未だに事件のあとを絶たないのは遺憾であります。資材、予算の関係もあるとは存じますが、いま少しく旅客を大切にする精神が欲しいのです。又終戦以來、旅客列車のスピードが著しく低下いたしました。これは、あながち石炭事情にのみ藉口することはできないだらうと存じます。戰前は東京から大阪まで六時間半であつたものが、当今は十一時間、門司までが十九時間であつたのが、二十六時間半であつたのが三十三時間半という工事半、鹿児島まで二十七時間半であつたのが三十七時間、札幌まで二十五時間半であります。これがため緊急要務者は多大の時間をと体力の浪費を余儀なくされてしまいます。旅客列車の全般に亘り、できるだけスピードアップの工夫をすすめます。これがため緊急要務者は多大の時間をと体力の浪費を余儀なくされてしまう。旅客に迷惑を及ぼすことがあります。不完全な客車を整備して旅客に迷惑を

かけないように、思い通りの體つた配慮が望ましく、長距離旅客列車には必要に應じて成るべく寝台車、食堂車の復活を考慮するの外、暖房も最少限度に設備する必要があります。これから冬季嚴寒の候に向い、夜行列車に暖房がないのは老幼婦女、病人にとり堪え難い苦痛であります。石炭事情もありましようが、極力他の方面で節約して、極寒の間だけでも暖房を通すよう工夫をして貰いたいのであります。

その他輸送サービスの改善につきましてはいろいろ要求すべき事項も多いと存じまするが、要するに輸送の面に當る責任者及び従事員が國鉄の使命をよく理解されまして、公僕精神に徹して奉仕的熱意を傾けて、本当に國民に愛される鐵道とするために努力反省を怠らないことが根本問題ではなかろうかと存ずる次第でございます。又地方鐵道も、自動車も、國鉄と並んで國民の重要な交通機關でありますから、本決議案の趣旨に副うて、一層サービスの改善を図るよう、政府において指導監督を強化するよう要求するのであります。

交通機關においてサービスが改善せられ、從事員の態度も規律正しく、親切であり、輸送の秩序も整然として姿りますれば、自然と旅客公衆の側においても節度、礼儀が守られて、交通道德の高揚と相成るのであります。又これにより終戦後急激に低下した國民道

義心の向上に資することも多大であり、特に今後平和日本再建を告負つて立つ青少年の社会教育に貢献するところが極めて多いと確信するのであります。

かような趣旨を以ちまして、本決議案を提案いたしたのでございます。何とぞ御審議の上、御賛成あらんことを希望する次第でござります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 本決議案に対し討論の通告がござります。河井彌八君。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 只今議題となつておりまする輸送サービスの改善に関する決議案に対しまして、私は各派を代表いたしまして賛成の意見を述べたいと存ずるのであります。

輸送力の増強と申しますれば、國家再建のために絶対的な必要條件であることは申すまでもなく、食糧の増産、或いは鉄、石炭の増産と相俟ちまして最も重要な事項であります。輸送のサービスの改善は、その輸送力增强の最も重要な部分を占めるものであります。この点について只今発案者から御説明になりましたところ、實にその通りであると思います。我が國は空中輸送は禁じられておりません。それから水上の輸送力につきましても可なり制限せられて、まだ十分の復興を見ていないので、從いまして陸上の輸送といふことが今日一番重要な使命を果

しておるのである。陸上の使命と申し

ますれば申すまでもなく鉄道及び自動車であります。只今問題となつておりますものは鉄道について主としてお

車であります。旅行をいたしますが、この老骨が実際の汽車に乗るということは、本当に希望です。

この國でもその國々の実情を現わしております。國力なり國民の氣質なりを現わしております。例えばイギリスの汽車は非常にがつしりと見ておりま

す。それからアメリカでは随分豪奢な設備ができる。そろしてスピード

も早い。如何にもその國々の実情を鐵道の上に反映しておるのであります。

我が國におきましては、戰爭前までは非常によく整つたと申してよろしいと思います。即ち小さつぱりとして、而もがつちりとして實によい施設

があります。その点につきましては、どう

しても或いは資材なり、或いは資金なり、そういう物質面においての施設が完備することが必要であると同時に、

これに從事しておるところの從事員諸君のサービスの改善ということが最も重大なものになつて來るのであります。只今も御説明がありました通り、

物的の施設等におきましては足りない。足りないけれども從事員諸君の熱意によつては相当の力を以て相当にこれを回復することが、補充すること

が可能のだということ、これはその通りであります。すべての事業を見ましても、全く今日の実情から考えます

ました通り、實に情ない状況であります。かくのごとくあります。ならば、實際我が國の再建がいつになつて

ついて甚だ心細く感ぜざるを得ないの

であります。幸いにして徐々に回復の傾向を持っています。私共も近頃は

旅行をいたしますが、この老骨が実際の汽車に乗るということは、本当に

ならば苦痛を感じておつたのであります。元來交通機關といふものの実情はどう

大分これは回復しておりますけれども、併し実際はまだ戦前の状況に比べますれば甚だ距離が遠いのであります。どうかこの点は是非とも確かに

もつと／＼十分なるにいたしたいと

いうことを熱望いたして止まないのであります。どうかこの点は是非とも確かに

もつと／＼十分なるにいたしたいと

いうことを熱望いたして止まないのであります。どうかこの点は是非とも確かに

もつと／＼十分なるにいたしたいと

いうことを熱望いたして止まないのであります。どうかこの点は是非とも確かに

もつと／＼十分なるにいたしたいと

いうことを熱望いたして止まないのであります。どうかこの点は是非とも確かに

もつと／＼十分なるにいたしたいと

いうことを熱望いたして止まないのであります。どうかこの点は是非とも確かに

るであります。幸いにして徐々に回復の

どくして政府において、それが完全に実行できますように、十分な施設或いは職員の待遇の改善というようなことに重きを置いて、そうして施設と人

との努力と相俟つて初めてそれが完成せられるよう切にお願いする次第であります。

只今は旅客のことについて主として申しましたが、貨物の輸送についても同様であります。本年の輸送目標は、

貨物においては一億三千万トンといふことになります。本年も輸送目標は、

輸送各駅において本當によく努力をしておる。各種の運動を起して、從事員

諸君が自發的に運動を起して、明るい態度であります。只今は國鐵については最もそれが協力の上において有効な

輸送をするということを全國的に行なつておりますが、こういう際に、私は

最もそれが協力の上において有効な

態度であると考えて感謝しておるのであります。只今は國鐵について主とし

て申しましたが、國鐵こそは六十万の從事員の方が國家のためにこの一大危機を乗り切ろうといたしまして、協力

一致して努めておられるその精神が、

やがては我が國今日のすべての物的の要素が欠けておりますこの情ない我

が國の興隆に資するという原動力にな

るものであると私は考えます。それでも、全く今日の実情から考えますれば、それと同じような考え方、同じ

ことを特に希望する次第であるのであります。

只今の決議案に賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

只今の決議案に対し運輸大臣より発言を求められました。小澤運輸大臣。

〔國務大臣 小澤佐重喜君登壇、拍手〕

本院におきまして決議案を上程しま

すことは比較的小ないのであります。

寒冷地手当並びに北海道における暖房用燃料手当支給促進に関する決議案(件)

文獻之部

サービスの改善に関する決議案が議場で一致を以て可決されました。この本決議案は誠に時宜に適しました決議案といったしまして、政府といたしまして

も感銘いたしておる次第であります。従いまして、この問題はすでに政府と

いたしましても大きくこれを採り上げまして、極力この線に沿うて施策を施して参つてあります。別とばあ話

しておられたのであります。例えはお詫にもありましたように、本年度の貨物

輸送回数を一億三千万トンといふ
との計画をしてまして、現にこれが九
月の実績と示してあるに、うはうな

実情にあります。更に暖房列車の日定等も、こしまで、すでに或

事の決定等をいたしました。これは東京に限つては実施を行なつておる
よう、次第であります。併し大体決議

案の趣旨は、むしろ精神的方面におけるサービス改善というようなことが強調されておるのではありますて、この点

訓されておるのであります。この点につきましては、政府といたしましては、早くから非常に重大な問題であると

いう土地から、例えば明るい鉄道に才
る運動と、いうような週間運動を起しな

から従業員諸君の精神的サービスの改善に向つて参つたのであります。併し何しる精神問題といふものは一朝一

夕に改善されないということを遺憾と存じておりますが、今後ますます

の決議の趣旨に副いまして、精神方面におけるサービスの改善ということに全力を盡すということをお約束申上げたいと存じます。(拍手)

（松平恒雄君）日程第十、寒冷地手当並びに北海道における暖房用燃料支給促進に関する決議案（千葉十七名発議）委員会審査省略（）、本件は発議者千葉信君外三より委員会審査省略の要求書がております。発議者要求の通審査を省略することに御異議せんか。

（松平恒雄君）御異議ないと認められより発議者に対し趣旨説を許します。千葉信君。

地手当並びに北海道における暖房用燃料手当支給促進に関する案を國会法第五十六條によつてます。

二十三年十一月二十五日

議者
千葉 信 岩 末治
木下 源吾 千田 正
加賀 操 岩間 正男
木村 禧八郎 丹羽 五郎
藤田 芳雄 水橋 藤作
赤松 常子 中平常太郎
羽生 三七 羽仁 五郎

内村 清次 板野 勝次

河崎 ナツ 岡田喜久治 川村 松助
田中 利勝 森下 政一 岩口忠次郎
塚本 重藏 中村 正雄
小林米三郎 田口政五郎 島田 千壽
水久保甚作 原口忠次郎
森下 政一 岩口忠次郎
カニエ邦彦 山田 節男

（千葉信君登壇、拍手）

○千葉信君 私は只今議題となりました寒冷地手当及び暖房用燃料手当支給促進に関する決議案につきまして提案の趣旨を御説明申上げたいと存じます。先づ最初決議案を朗読させて頂きまます。

右決議する。

決議案

略要求事

おきましてお詫びを仰がれなかつたところですが、いまして、従つてこの問題に關しまする当事者間の折衝はその後つきまくし、支那につき本音なるつ

も組織され、最近その具体策なるものが閣議において採り上げられたことにつきましては、新聞或いはラジオ等に

おきまして、すでに皆様御承知の通りでございます。然るに私の最も遺憾に

存じますことは、最近政府自体からこの問題の見通しについていろいろの

異説が流布され、或いは又実現困難のごとき見解が披瀝されましたために、

寒冷地帯官公吏の間に異常な淫舌を生じ、更に重大な刺戟を與えつつあると

いうことでござります、恐らくこのことに関する悲痛な陳情や或いは請願の書信が、特に寒冷地方出身の皆様方の

机上に山積のことと存づるのでござりますが、若しもこの問題の解決が遷延

したり、或いは又、事の実現が中止されるようなことがあれば、私は思わずる事態をさえ惹起するのではないかと

憂慮に堪えない者でございます。殊に北海道のように、もう十月の末から雪

が降つて、翌年の四月の半ば頃まで全く雪の中に埋められてしまう生活といふものが、どういう條件の下に置かれ

るか。家屋の冬廻いといふものもやらなければならぬ。厖大な石炭の用意

は、價格の如何を問わずやつて置かなければ冬は越せない。ストーブの設備も要るし、防寒具の設備も家族全部の

ものを揃えなければならない。四月末

松嶋 喜作 城 義臣
水久保甚作 荒井 八郎
岡田喜久治 中村 正雄
川村 松助 島田 千壽
森下 政一 原口忠次郎
カニエ邦彦 山田 節男
内村 清次 板野 勝次

寒冷地手当並びに北海道における暖房用燃料手当支給促進に関する決議

本院は、冬期における窮迫せる生活を救済するため、寒冷地帯居住官公廳職員に対し特別手当並びに北海道居住同職員に対し、暖房用燃料手当を支給するのをありと認める。よつて政府はこれが補正予算を計上して提案し、本國会に速かに提出せられんことを要望する。

右決議する。

〔千葉信君登壇、拍手〕

千葉信君 私は只今議題となりました寒冷地手当及び暖房用燃料手当支給促進に関する決議案につきまして提案の趣旨を御説明申上げたいと存じます。先ず最初決議案を朗読させて頂きま

まで、野菜を貰つて、縁の下を掘つて土の上に埋めて置かなければならぬ。一年、半年の冬籠りの終つた四月の暖かい季節になると、北海道ではなく、家人が激増いたします。半年に亘る陰湿な生活から一過に解放されたり、「この弛みから、こういうことが起る。」これ程長い冬の生活は、物心両面に亘って辛く苦しい。由來労働組合の動きに付しまして、どの組合が尖銳であるとか、どの地域が強いとか、果ては特定政党の影響を受けておるからだ。こういう皮相な見解に終始しておるよな場合も見受けられる。もつと直接要素が見失われたり、殊更に曲解されたりしておるといふような場合が非常に多いのです。例えば全通が大きく日本の労働運動に先端を切つておるというよな事実と、通信従業の待遇の低さが結び付いて考えられ、ければならないように、又北海道、一北の労働組合が、他の地域の労働組合に比べてなぜ尖銳であるかといふことも、もつと素直な氣持で考えられないはならないと私は思うのでござります。(拍手)冬季におけるこれら地元の生活の実態をよく把握することが、これらの地方に対する的確な対策を立てる上であるとも私は考えます。無論私はこれらの方の長い生活の体験を通じまして、恒久的な寒冷地手当、暖房用燃料手当の制度化を強く主張する者でございますが、すでに追

い詰められた冬の生活の始まつて、現在、取敢えず政府と官公労組の間に話し合いの付いた寒冷地手当並びに燃料手当の即時実施を以てこの際の暫定措置とすることを、ここに要望する者でござります。

次第であります。さよう御了承あらんことをお願いいたします。(拍手)

河野 正夫 梅原 真隆
三島 通陽

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、國語及び國民の言語

三、費用
本法による費用は約一千万円であり、すでに本年度の予算に計上されている。

以上提案の趣旨を申上げまして、皆様の御賛成をお願いする次第でござります。(拍手)

本日委員長から左の報告書を提出した。

右の内閣提案案は本院においてこれ
を可決した。
よつて國会法第八十三條により送付
する。

○副議長（松本治一郎君）別に御免

○副議長(松本治一郎君) この際、議事の都合によりまして、日程の順序を変更いたしまして、只今報告いたさせ

昭和二十三年十一月二十五日

るよ／＼場合も見受けられる。もつと直接要素が見失われたり、殊更に曲解されておるというような場合

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

ました國立國語研究所設置法案（内閣提出、衆議院送付）を議題とすることに御異議ございませんか。

が非常に多いのでございます。例えは
全通が大きく日本の労働運動に先端を
切つておるというような事実と、通信
従業者の待遇の低さが結び付いて考え

君。　　を以て可決せられました。
只今の決議に対し政府より発言を求
められました。大蔵政務次官平岡市三

○副議長(松本治一郎君) 御異議ない
と認めます。先づ委員長の報告を求め
ます。文部委員長田中耕太郎君。

され、ければならないよう、又北海道、一北の労働組合が、他の地域の労働組合に比べてなぜ尖銳であるかといふ。

〔政府委員平岡市三君登壇、拍手
○政府委員(平岡市三君)　只今の御説
議の御趣旨はよく了承いたしました。

審査報告書

ハシナ・モモト司直が氣持で考へられなればならないと私は思うのでございります。(拍手)冬季におけるこれらの方々の生活の実態をよく把握すること

不景氣の資金立てに累々封鎖のうきあいをして、政府といたしましては、早急に措

名を附し、要領書を添えて、報告する。

とが、これらの地方に対する的確な対策を講むゆえんであるとも私は考えます。無論私はこれらの地方の長い生活の本筋を通じて、直々的に戦闘也

置すべき重要な問題と考えておりますので、でき得るだけ早い機会におきまして、これが成案を得べく目下関係方面と協議中であります。自加予算の方

文部委員長 田中耕太郎
參議院議長 松平恒雄殿
多數意見者署名

の体験を通じまして、恒久的の寒冷地手当、暖房用燃料手当の制度化を強く主張する者でございますが、すでに追

編成とも睨み合せ、十分御決議の御趣旨に副うよう努力いたしておるような

岩間 重男
松野 喜内
梅津 錦一
山本 鈴木 勇造
坂越 勝一

卷之六

厚生委員会請願特別報告第三号

予算は一般諸物價の二倍に達する値上りに比して更に実質的な低下をきたしている現状であるから、療養患者の食生活維持のために賄材料費一人一日七十五円に増額せられたいと

努力せられた。ここに國会法第八十一条により別冊を送付する。

國民健康保険の診療施設費國庫補助の陳情

日程第十一の請願六件は請願文書表第四十五号並びに第六十四号、第九十号、第九十八号、第一百六十六号、第一百七十号であります。日程第十四の陳情二件は陳情文書表第十七号及び第四十一号であります。以上の請願六件、

國立病院、療養所患者の賄材料費増額等に関する請願
原町一二三四國立第二病院内
津田欣二外一名提出

厚生委員会陳情審査報告書第一号
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

川利茂提出
茨城縣多賀郡豊浦町長 日渡
東介提出

陳情二件は、いずれも國民健康保険の診療施設費國庫補助に関する同一のものでありますから、便宜これを一括して御報告を申上げます。

第一百八十二号 廣島縣廣島市基口ノ一
ロノ第一総合授産共同作業場内
右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十一月二十二日
厚生委員会陳情審査報告書第一号
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

昭和二十三年十一月二十二日
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

陳情二件は、いずれも國民健康保険の診療施設費國庫補助に関する同一のものでありますから、便宜これを一括して御報告を申上げます。

第一百五十九号 東京都目黒区大原町一
原町一二三四國立第二病院内
津田欣二外一名提出

厚生委員会陳情審査報告書第一号
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

昭和二十三年十一月二十二日
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

陳情二件は、いずれも國民健康保険の診療施設費國庫補助に関する同一のものでありますから、便宜これを一括して御報告を申上げます。

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年十一月二十二日
厚生委員会陳情審査報告書第一号
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

昭和二十三年十一月二十二日
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

陳情二件は、いずれも國民健康保険の診療施設費國庫補助に関する同一のものでありますから、便宜これを一括して御報告を申上げます。

参議院議長松平恒雄殿

厚生委員会陳情審査報告書第一号
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

昭和二十三年十一月二十二日
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

陳情二件は、いずれも國民健康保険の診療施設費國庫補助に関する同一のものでありますから、便宜これを一括して御報告を申上げます。

國立病院、療養所患者の賄材料費増額等に関する請願

厚生委員会陳情審査報告書第一号
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

昭和二十三年十一月二十二日
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

陳情二件は、いずれも國民健康保険の診療施設費國庫補助に関する同一のものでありますから、便宜これを一括して御報告を申上げます。

東京都目黒区大原町一
二三四國立第二病院内
津田欣二外一名提出

厚生委員会陳情審査報告書第一号
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

昭和二十三年十一月二十二日
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

陳情二件は、いずれも國民健康保険の診療施設費國庫補助に関する同一のものでありますから、便宜これを一括して御報告を申上げます。

右の請願は

厚生委員会陳情審査報告書第一号
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

昭和二十三年十一月二十二日
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

陳情二件は、いずれも國民健康保険の診療施設費國庫補助に関する同一のものでありますから、便宜これを一括して御報告を申上げます。

昭和二十三年度四、五、六月の國立病院療養所患者賄費暫定予算は、本年度予算としてさきに厚生當局が申請した國立病院の一、一〇〇カット

厚生委員会陳情審査報告書第一号
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

昭和二十三年十一月二十二日
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

陳情二件は、いずれも國民健康保険の診療施設費國庫補助に関する同一のものでありますから、便宜これを一括して御報告を申上げます。

三厘を約三十パーセントも削り、二十四日に切下げて実施したものであり、これに一・七倍せられた本年度

厚生委員会陳情審査報告書第一号
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

昭和二十三年十一月二十二日
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

陳情二件は、いずれも國民健康保険の診療施設費國庫補助に関する同一のものでありますから、便宜これを一括して御報告を申上げます。

右の請願は

厚生委員会陳情審査報告書第一号
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

昭和二十三年十一月二十二日
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

陳情二件は、いずれも國民健康保険の診療施設費國庫補助に関する同一のものでありますから、便宜これを一括して御報告を申上げます。

右の請願は

厚生委員会陳情審査報告書第一号
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

昭和二十三年十一月二十二日
内閣總理大臣吉田茂殿
参議院議長 松平 恒雄

陳情二件は、いずれも國民健康保険の診療施設費國庫補助に関する同一のものでありますから、便宜これを一括して御報告を申上げます。

しました。次会の開事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

○本日の会議に付した事件

一、委員の辞任及び補欠の件

一、実地調査のため議員派遣の件

一、日程第一、全國選舉管理委員会の委員の補欠指名

一、日程第二、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

一、日程第三、過度経済力集中排除法の一部を改正する法律案

一、日程第四、駆逐取締法の一部を改正する法律案

一、日程第五、馬匹去勢法を廃止する法律案

一、日程第六、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

一、日程第七、家畜市場法を廃止する法律案

一、日程第八、昭和二十二年度國庫債務負担行為総額書

一、日程第九、輸送サービスの改善に関する決議案

一、日程第十、寒冷地手当並びに北海道における暖房用燃料手当支給促進に関する決議案

一、國立國語研究所設置法案

一、日程第十一乃至日程第十三の附則及び日程第十四の陳情

一、委員の辞任及び補欠の件

一、日程第一、全國選舉管理委員会の委員の補欠指名

一、日程第二、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

一、日程第三、過度経済力集中排除法の一部を改正する法律案

一、日程第四、駆逐取締法の一部を改正する法律案

一、日程第五、馬匹去勢法を廃止する法律案

一、日程第六、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

一、日程第七、家畜市場法を廃止する法律案

一、日程第八、昭和二十二年度國庫債務負担行為総額書

一、日程第九、輸送サービスの改善に関する決議案

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君

副議長 松木治一郎君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

議員 岩男 仁蔵君 岩村文四郎君 鈴木 審一君 駒井 藤平君 三好 始君 小川 久義君 中平常太郎君 天田 勝正君 下條 忠兵君 小泉 秀吉君 原口忠次郎君 山下 義信君 大野 幸一君 伊藤 修君 吉川末次郎君 田中 利勝君

岩崎正三郎君 河崎 ナク君

寺尾 龍君 草葉 國圓君

寺尾 博君 德川 宗敬君

島 清君 カニエ邦彦君

石坂 豊一君 柴田 政次君

遠山 丙市君 小林 英三君

野田 俊作君 波多野林一君

森下 政一君 阿竹齊次郎君

西田 天香君 石川 達吉君

大隅 慶二君 田中 信儀君

島 通陽君 宮城タマ君

谷口彌三郎君 石川 一鶴君

小畠 哲夫君 鈴木 順一君

松嶋 喜作君 入交 太藏君

深水 六郎君 平岡 市三君

鈴木 聰太郎君 小野 光洋君

城 義臣君 國 伊龍君

堀 信若 松嶋 喜作君

丹羽 五郎君 千田 正君

中川 幸平君 重宗 雄三君

栗山 良夫君 來馬 球道君

國井 淳一君 小杉 イチ君

星野 芳樹君 藤田 芳輔君

平野善治郎君 安達 良助君

小林 勝馬君 高橋 啓君

小串 清一君 佐々木良作君

門屋 盛一君 前之園喜一郎君

木内キヤウ君 高良 とみ君

赤澤 與仁君 川上 勝也君

岩間 正男君 新谷寅三郎君

佐々木良作君 鈴木 直人君

鈴木 保平君 伊藤 定君

飯田精太郎君 竹下 豊次君

高橋龍太郎君 鈴木 直人君

佐々木良作君 佐々木良作君

伊藤 保平君 井上なつゑ君

市來 乙彦君 宇都宮 登君

竹下 豊次君 佐々木良作君

佐々木良作君 佐々木良作君

梅原 優羅君 大山 安吾君

江熊 哲翁君 岡元 姫人君

高橋龍太郎君 伊達源一郎君

佐々木良作君 佐々木良作君

大山 安吾君 岡元 姫人君

江熊 哲翁君 尾崎 行雄君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

梅原 優羅君 小野 哲君

大山 安吾君 加賀 標君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

川上 嘉市君 木下 辰雄君

西川 昌夫君 森内 長郎君

高橋龍太郎君 矢野 西雄君

佐々木良作君 佐々木良作君

國務大臣

森 幸太郎君

政府委員

経済安定本
部政務次官 中川 以良君

大蔵政務次官 平岡 市三君
(教科書局長) 稲田 清助君

厚生政務次官 園 伊能君

参議院会議録第十一号正誤

頁段行誤 正

六七二三五如藤 加藤

六八三三二権力者 権威者

六九四三六あります、あります

七〇五三四じやいなかじやないか

七四一二二何如なる如何なる

七五一九申しまする申しまする

参議院会議録第十号正誤

頁段行誤 正

五五五二八指命 指名

五六一六きの誤りべきの誤り

参議院会議録第八号正誤

頁段行誤 正

四一三二〇金額と推定金額を推定

四五二三権利と制限権利を制限

官報号外 譲和二十三年十一月二十七日 参議院会議録第十五号

一一六

定價一部

四田五十錢
送
料
美
費

所行發

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一〇〇〇印刷局
總務省京一九〇〇〇圖書課